

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）						別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）							
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長					センター所長	副局長	部長	
[略]						[略]							
65	[略]	[略]					65	[略]	[略]				
							65の2	都	第53条第1項	申請の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	センター所長
								市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に関する事務	第54条第1項（第55条第2項において準用する場合を含む。）	認定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩
									第54条第2項（第55条第2項において準用する場合を含む。）	申出の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木センター所長を除く。
									第54条第3項（第55条第2項において準用する場合を	建築主事への通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

